

いつもご愛読頂きありがとうございます。

I-GLOCAL ベトナム法令ビジネス情報 正会員/ニュース会員限定版

2019年12月26日号をお送りします。

次回配信日は2020年1月9日を予定しております。

1月2日はニュースの配信をお休みさせていただきます。

#### ▼ 法令情報

移転価格税制に関する政令 Decree 20/2017/ND-CP 号の改正政令案

\*-----\*-----\*-----\*-----\*-----\*-----\*-----\*

#### ■—法令情報—

【税務】移転価格税制に関する政令 Decree 20/2017/ND-CP 号の改正政令案

=====

=====◆◇◆◇◆

2019年12月19日、政府は移転価格税制に関する政令 Decree 20/2017/ND-CP 号（以下「政令20号」と言う）の改正政令案（以下「改正案」）を発行した。

改正案の主な改正点を以下のとおり説明したい。

##### 1) 利息の損金算入上限の引き上げ

改正案では、納税者において期中に発生した純支払利息（受取利息と支払利息との相殺後の利息費用）のうち課税所得の算出にあたって控除が認められる範囲は、純営業利益+純支払利息+納税者の減価償却費（EBITDA）の30%までとなっている（第8条3項）。

（政令20号ではEBITDAの20%までと規定されており、また受取利息と支払利息を相殺できるという規定もない。）

EBITDA がゼロまたはマイナス（ $\leq 0$ ）の場合、期中に発生した純支払利息は全額、最大5年間繰り越すことができ、当該年度分の純支払利息と合算することが可能である。

上記の規定は信用機関に関する法律および保険事業に関する法律の対象である納税者（金融機関等）には適用されない。また公的・社会的プロジェクト、国会・政府・財務省などの承認が必要な重要プロジェクトの借入・貸付利息には適用されない。

## 2) 経過措置規定

現在の政令 20 号第 8 条 3 項によって過去に課税所得の計算で損金計上できなかった純支払利息がある場合は、本改正政令の発効日以降に行われる課税所得計算において、当該純支払利息を今期の支払利息と合算のうえ、最大 EBITDA の 30% まで損金として計上することができることとなる。さらに 30% の上限を超えた部分は、それぞれ利息の発生した会計年度から最大 5 年間繰り越しができるとされている。

本改正政令は署名日から施行され、2019 年の会計年度以降の企業所得税申告から適用できるとされる。

現時点ではまだ「改正案」の状態であるため、正式に発効し解釈が明確になった際には本ニュースでもご案内申し上げる予定である。

-----  
Copyright I-GLOCAL CO., LTD. All Rights Reserved.  
-----